

平成22年3月5日

事業主 殿

倉庫業健康保険組合

## 平成22年度簡易生活習慣病健診の実施について (首都圏巡回健診・健保会館)

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃、組合の事業につきましては格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、組合では平成22年度健康管理事業の一環として、簡易生活習慣病健診(首都圏巡回健診・健保会館)を下記のように実施いたします。

つきましては簡易生活習慣病健診(首都圏巡回健診・健保会館)の実施概要をご理解いただき、対象者の方が1人でも多く受診されますよう、ご配慮方お願い申し上げます。

なお、本年度の実施につきましては、実施健診機関と精密検査の取り扱いを変更しておりますのでご注意ください。

また、現行の巡回健診では、少人数であってもお申し込みのある事業場につきましては、実施しておりますが、近年1事業場当たりの受診者数が全体的に減少傾向にあり、現行の巡回健診の実施体制を維持していくことが年々厳しい状況となっております。日程調整等ではご希望に添えず、ご不便をかけることもあると思っておりますが、巡回健診を取り巻く現状をご理解いただき、ご協力くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

### 1. 首都圏巡回健診

健診車を事業場へ派遣して健診を実施します。

#### (1) 実施予定期間

4月中旬～9月下旬(日曜・祭日を除く)

#### (2) 対象地域

東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県南部に所在のある事業場

#### (3) 健診実施機関

**医療法人社団 進興会**

**〒105-0003**

**東京都港区西新橋2-39-3 SVAX西新橋ビル7F**

**TEL 03-5408-8181**

※(社)東京都総合組合保健施設振興協会(以下、東振協)との契約に基づき実施を委託。

#### (4) 対象者

被保険者・被扶養者

※年齢による制限はありませんが、組合では35歳以上(S51.3.31までに生まれた方)の方につきましては、生活習慣病健診・婦人生活習慣病健診の受診をお奨めいたします。

#### (5) 健診項目

##### ① 問診

##### ② 身体計測(身長・体重・腹囲・BMI指数・標準体重)

##### ③ 視力

##### ④ 血圧測定

##### ⑤ 聴力(オーディオメーター)

##### ⑥ 検尿(糖・蛋白・潜血反応)

##### ⑦ 胸部X線(間接撮影)

##### ⑧ 心電図検査(12誘導)

##### ⑨ 生化学検査(採血による検査)

**GOT、GPT、γ-GTP、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、空腹時血糖、HbA1c**

##### ⑩ 血球検査(採血による検査)

**赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、MCV、MCH、MCHC、白血球数、血小板数**

##### ⑪ 既往歴の調査

所定の質問票・22項目

**※太字は労働安全衛生法で定められている検査項目**

**※組合が実施する健診は、全て特定健診で定められた検査項目を含んでおります。**

#### (6) 負担金

組合が実施する健診を労働安全衛生法による事業主に義務づけられた健診(以下、法定健診)として利用する場合や、組合の健診を一般の健康診断(以下、一般健診)として利用する場合など利用目的に応じた負担金額を設定しております。

なお、平成22年度の健診の利用目的の継続、変更に関するご案内は別途ご案内しています。

##### ①法定健診として利用される場合の負担金

ア. 受診者の年齢が35歳未満・36～39歳の場合

**4,000円**(事業主負担2,400円+受診者負担1,600円)

イ. 受診者の年齢が35歳・40歳以上の場合

**6,780円**(事業主負担6,600円+受診者負担180円)

※年齢基準日 平成23年3月31日 現在

##### ②一般健診として利用する場合及び、被扶養者の方の負担金

**2,400円**(事業主負担0円+受診者負担2,400円)

※部外者(当組合未加入者)の方の負担金は、7,591円です。

(7) 申込方法

別紙【**申込書様式①-1**】『簡易生活習慣病健診（首都圏巡回健診・健保会館）申込総括書』に【**申込書様式①-2**】『簡易生活習慣病健診（首都圏巡回健診・健保会館）受診者名簿』を添付してお申し込みください。（FAX不可）

なお、部外者（被保険者・被扶養者以外の者）がいる場合は【**申込書様式①-3**】『簡易生活習慣病健診（首都圏巡回健診・健保会館）部外者名簿』にご記入のうえ総括書ならびに受診者名簿と合わせてご提出ください。

**また、本・支店、営業所など、複数巡回希望場所がある場合は、巡回希望場所ごとに申込書を作成のうえ、ご提出ください。**

※申込書の記載事項についてパソコンによる入力（エクセル）を希望される場合は、組合ホームページより、様式をダウンロードできますのでご利用下さい。  
（倉庫業けんぽWEB：http://www.sokokenpo.or.jp）

<申込書提出の際の注意事項>

①事業場の詳細

事業場の地図や実施場所の詳細についてご記入ください。

※関連事業所等との合同実施を希望される時には、あらかじめ事業所間での調整を済ませたうえで申込書にその旨ご記入ください。

※健診車の中では胸部X線の検査のみ行い、その他の検査はすべて室内で行いますので、会議室等の健診スペースをご用意下さい。

※健診車使用にあたり、100ボルト30アンペア以上の電源、又は、発動発電機の使用（200V）が必要となりますので、ご留意ください。

※申込総括書に事業場の略図をご記入ください。  
（別紙を添付していただいても構いません）

②実施希望日等

健診申込総括書（健診申込様式①-1）の所定欄に、希望する実施時期・時間をご記入下さい。また、定休日等の実施不可能な日がございましたら併せてご記入下さい。

なお、ご記入頂いた実施時期・時間は巡回日程を決定するうえでの参考とさせていただきますが、実施日をお約束するものではありませんのでご承知おき下さい。

**※日程調整等は健診実施機関の指定した日時で対応していただきますよう、ご協力のほどよろしく願います。**

(8) 申込期限

**平成22年3月26日（金）※FAX不可**

※事務処理の都合がありますので厳守してください。

(9) 実施日の決定

申込受付後に、実施健診機関担当者より、健保委員様宛に申込書受理のご連絡をさせていただきます。その後、実施健診機関において日程を調整し、**決定次第実施健診機関より順次ご案内いたします。**

なお、この場合、少なくとも実施日の1ヶ月前までにはご案内いたしますが、実施日や時間につきましては、ご要望に添えない場合も多々ありますのであらかじめご承知おきください。

※実施決定後のキャンセル・受診予定者の増減等につきましては、実施健診機関へ直接ご連絡ください。

(10) 健診結果

健診結果の取扱いにつきましても法定健診として利用する場合と、一般健診として利用する場合とでは、取扱いが異なります。

①法定健診として組合と利用契約を締結された場合

組合との健診利用契約に基づき、個人結果表ならびに事業主控結果表について組合から事業所（本社・健保委員宛）へ簡易書留等の郵便で送ります。個人情報保護の見地からその取り扱いには十分ご配慮ください。

②一般健診として利用する場合

個人結果表のみの発行となり、組合から事業所（本社・健保委員宛）へ簡易書留等の郵便で送ります。個人情報保護の見地からその取り扱いには十分ご配慮ください。

なお、**事業主控えの健診結果につきましては発行いたしません**のであらかじめご承知おきください。

※事務処理の都合上、被扶養者の個人結果表につきましても、全て事業所経由で送付いたします。被扶養者の方のお申し込みをいただいた場合は、その旨事前に同意をいただいたものと解釈させていただきます。

(11) 負担金支払方法

健診実施後に健診実施機関（医療法人社団 進興会）から事業所（本社）へ請求書を送付いたしますので、請求書に記載された期日までに健診実施機関へ直接お支払いください。

請求書は事業場（本・支店、営業所）ごとにご請求いたしますが、指定期限内であればご請求した複数の事業場の分を一括してお支払い頂いても構いません。

(12) 精密検査（2次検査）【重要】

従来、精密検査の実施にあたっては、受診の案内の送付を行い、費用についても原則として全額組合で負担しておりましたが、本年度からはすべての健診の精密検査（2次検査）を**保険診療の取り扱い**とさせていただき、受診の案内等につきましても行いません。

なお、健診後のアフターフォロー事業につきましては、精密検査に代わり特定保健指導を推進し、健康増進事業の充実を図ることといたします。

## 2. 健保会館での簡易生活習慣病健診

巡回健診実施期間のうち、健保会館においても下記の要領で簡易生活習慣病健診を実施します。

### (1) 実施日・受付時間

7月21日(水)・22日(木)

9月29日(水) 計3日間

9:30~15:30(11:30~13:00を除く)

### (2) 実施場所

倉庫健保会館 3階健康管理室

東京都江東区富岡2-11-12

図東京メトロ東西線「門前仲町駅」・「木場駅」より徒歩6分

図都営地下鉄大江戸線「門前仲町駅」より徒歩8分

※お申し込みいただいた方には、受診資料(6月中旬に送付予定)の中に倉庫健保会館案内図を同封して、事業場へお送りいたします。

### (3) 申込方法

巡回健診を希望せず、あらかじめ健保会館での受診を希望される場合は、別紙【**申込書様式①-1**】『簡易生活習慣病健診(巡回健診・健保会館)申込総括書』の所定欄に「健保会館」と記入し、【**申込書様式①-2**】『簡易生活習慣病健診(巡回健診・健保会館)受診者名簿』を添付してお申し込みください。

※部外者(当組合の被保険者・被扶養者以外の者)がいる場合は【**申込書様式①-3**】『簡易生活習慣病健診(巡回健診・健保会館)部外者名簿』にご記入のうえ総括書ならびに受診者名簿の最後に添付してください。

**※巡回健診を申し込みされた方で、実施日に何らかの事情で受診できなかった方につきましては、別途お申し込みなしに健保会館で受診していただけます。この場合、巡回健診実施前にお配りする受診録をご持参のうえ上記実施日のいずれかに健保会館にお越しください。**

### (4) 申込期限

**平成22年3月26日(金) ※FAX不可**

※健保会館でのお申し込みにつきましては、申込期限以後も実施日1週間前まで随時受付いたしますが、準備作業の都合上できるだけ早めにお申し込みください。

### (5) その他

実施機関、健診項目、健診結果の取り扱い、負担金、及び精密検査等については、上記「1. 首都圏巡回健診」と同様の取扱いとなりますのでご参照ください。

## 3. 健康管理事業における個人情報の取り扱い

組合では、組合員のみなさんの健康の保持・増進にお役立ていただくため健康管理事業を積極的に実施していますが、そのために健診を実施して、健診結果を管理・活用しています。

また、事業所においては、労働安全衛生法により事業主は労働者に対する健診の実施・健診結果の記録、ならびに健診結果に基づく健康管理対策の実施が義務付けられ、労働者についても、ご自身の健康の保持に努めなければならないものとされています。

そこで組合ではより効果的な健康管理事業を行うために、組合が実施する健診は、労働安全衛生法で定められた内容以上のものを実施し、その後の特定保健指導等に生かしてまいります。

つきましては組合の健康管理事業を効果的・効率的に実施するため、個人情報の取り扱いについて、みなさんのご理解をいただく必要があります。以下の取扱いについて不都合のある方については組合までご連絡下さい。

なお、健康管理事業を実施するうえで取得した個人情報については、健康管理事業を実施するうえでのみ利用することとし、利用目的を遂行するために業務を委託する場合等を除き、第三者に提供はいたしません。

### ● 健診結果の送付

健診を受診された方にお配りする健診結果について、個人別に密封のうえ事業所へ一括して送付します。

また、受診する健診を法定健診として組合と利用契約を締結された事業所には、受診者にお配りする健診結果と同じ全ての内容が記載された、結果表(事業主控え)を事業主に送付します。

### ● 未受診者の案内

組合が実施する健診を受診されていない方には、事業主を経由してご案内させていただきます。

### ● 保健指導その他のアフターフォロー事業の案内

保健指導その他のアフターフォロー事業の実施にあたり、事業主を経由してご案内させていただきます。

## 4. その他

巡回健診、健保会館での受診が困難な方、また受診できなかった方を対象に、契約健診機関での簡易生活習慣病健診の実施の他、会場別簡易生活習慣病健診の実施を予定しております。詳細につきましては、契約健診機関での健診については4月上旬、会場別健診については9月上旬に別途ご案内いたします。

なお、35歳以上の方を対象とする「生活習慣病・婦人生活習慣病」の集中実施、人間ドック、特定健診の案内につきましても、改めてご案内します。

また、ご不明な点は、組合保健事業部までお問い合わせください。

(電話 03-3642-8436)